

## 教職員の懲戒処分について

教職員の不祥事案について、当該教職員に対し以下のとおり処分を行いました。

市民の皆様に深くお詫びし、不祥事の再発防止に向け、より一層教職員の服務規律の確保に努めます。

### 1 地方公務員法に基づく懲戒処分

事案	処分内容	被処分者	概要	処分根拠
(1)	免職	市立中学校 教諭 (33歳)	令和8年3月22日(日)午前0時過ぎ、飲食店の前に無施錠で駐輪されていたスポーツバイク(自転車)を窃取し、約2分間にわたり運転した後、南海高野線の踏切内で軌道上に投げ捨てて立ち去ったもの。 同年4月7日(火)に電気車往来危険罪及び窃盗罪の容疑で逮捕されたが、同年4月28日(火)に威力業務妨害罪の容疑で略式起訴され、罰金30万円の略式命令を受けた。逮捕容疑については、同年5月22日(金)に不起訴処分となった。	地方公務員法第33条に違反し、同法第29条第1項第1号及び第3号に該当
(2)	免職	市立中学校 教諭 (40歳)	令和8年3月5日(木)午後8時25分頃、JR阪和線の駅改札付近で、面識のない女性に声をかけ、下着を撮影しようと鞆に忍ばせたスマートフォンで女性のスカートの下から動画を撮影したもの。 同年4月16日(木)、大阪府迷惑防止条例違反の容疑で逮捕され、面識のない制服姿の女子生徒に対する行為を含む5件の余罪を認めた。同年6月3日(水)、性的姿態等撮影未遂罪及び大阪府迷惑防止条例違反で書類送検された。	地方公務員法第33条に違反し、同法第29条第1項第1号及び第3号に該当

### 2 処分日

令和8年6月29日

問い合わせ先	担当課：教育委員会事務局 教職員人事部 教職員人事課 電話：072-228-7438 ファックス：072-228-7890
--------	---